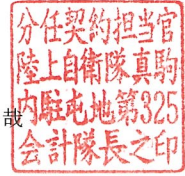


# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊真駒内駐屯地  
第325会計隊長 土 門 勝 哉



一般競争契約の執行について下記のとおり公告します。

## 記

### 1 競争入札（売払）に付する事項

- (1) 件 名：Aグループ 空き缶類内訳書のとおり  
Bグループ 古紙類（新聞）ほか3件内訳書のとおり
- (2) 引渡場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地
- (3) 引渡期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日（ただし代金納付の日から5日以内）

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 全省庁統一資格を有する者のうち「物品の買い受け」の登録格付「C」等級以上の者
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

### 3 適用条項

本入札に関して、「駐屯地用標準契約書」の不用物品売払契約条項、特約条項として談合等の不正行為に関する特約条項暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項を付す。  
ただし、単価契約に関する特約条項第3条中「納入」を「搬出」、「請求」を「納付」に読み替えるものとし、売払代金は当初概算で積算し、契約物品の搬出がすべて完了した後確定数量により精算するものとする。

### 4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班

### 5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 入札室
- (2) 日 時 令和7年3月12日（水）10時00分～

### 6 落札決定方法

- (1) 入札金額は、税抜きの「単価・金額及び総価」を記載する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された「総価」をもって落札価格とする。
- (3) 予定価格の範囲内の最高入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

### 7 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争に参加するのに必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した者の入札
- (3) 入札金額が訂正してある入札書、入札金額、入札者及び住所・氏名が判明し難いもの。
- (4) 電報・FAX・電話による入札及び入札開始時刻に遅れた者による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

### 8 保証金等

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、（落札単価×予定数量）に当該金額の消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる）の100分の5以上を違約金として徴収する）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する）

### 9 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

### 10 その他

- (1) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処理すること。
- (2) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (3) 入札参加者は資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (4) 代表者以外の方が入札書を提出する場合は「入札事項に関する委任状」を提出すること。
- (5) 入札に参加する者は次の文面を宣誓し、入札書に記載するものとする。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

(6) 郵便による入札は、件名を記入した封筒に入札書を入れ封をし、資格審査結果通知書（写）を同封して「件名」入札書在中と明記した封筒に入れて書留郵便（簡易書留、メール便可）にて令和7年3月11日（火）1700まで必着させること。この際、下記担当者に電話にて書留郵便等した旨を通知すること。又、初度の入札で落札できない場合には、直ちに再度入札を実施する。

ただし、初度入札で郵便による入札者があった場合の再度の入札時期は別示する。

(7) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。

(8) 契約業者は輸送時及び保管等に際し、紛失防止に万全を期すこと。

(9) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒005-8543

札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班（担当：新谷）

TEL011-581-3191（内線3342） FAX011-581-2569

1.1 公告掲示場所

(1) 掲示場所：札幌駐屯地北部方面会計隊本部、真駒内駐屯地第325会計隊

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(2) 掲示期間：令和7年2月28日 ～ 令和7年3月12日

## 内 訳 書(空き缶類)

品 名	単位	予定数量
4月分	m <sup>3</sup>	70
5月分	m <sup>3</sup>	70
6月分	m <sup>3</sup>	100
7月分	m <sup>3</sup>	100
8月分	m <sup>3</sup>	100
9月分	m <sup>3</sup>	100
10月分	m <sup>3</sup>	90
11月分	m <sup>3</sup>	70
12月分	m <sup>3</sup>	60
1月分	m <sup>3</sup>	60
2月分	m <sup>3</sup>	70
3月分	m <sup>3</sup>	80
合計	m <sup>3</sup>	970

## 内 訳 書(古紙類)

品 名	単位	予定数量			
		新聞	雑誌	ダンボール	紙くず(ミック スペーパー)
4月分	kg	700	900	6,600	6,700
5月分	kg	600	400	3,300	5,600
6月分	kg	600	1200	7,200	4,500
7月分	kg	400	700	3,600	4,000
8月分	kg	800	700	3,900	2,900
9月分	kg	500	400	3,200	4,700
10月分	kg	800	200	3,100	3,800
11月分	kg	600	600	6,200	4,100
12月分	kg	300	500	4,400	5,400
1月分	kg	400	300	2,000	2,800
2月分	kg	300	400	3,000	3,000
3月分	kg	400	300	7,500	5,500
合計	kg	6,400	6,600	54,000	53,000

# 市場価格調査書

Aグループ

No	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1	空き缶類	仕様書のとおり	m <sup>3</sup>	970		

住所

氏名

## 市場価格調査書

Bグループ

No	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1	古紙類(新聞)	仕様書のとおり	kg	6,400		
1	古紙類(雑誌)	仕様書のとおり	kg	6,600		
1	古紙類(ダンボール)	仕様書のとおり	kg	54,000		
1	古紙類(紙くず)	仕様書のとおり	kg	53,000		

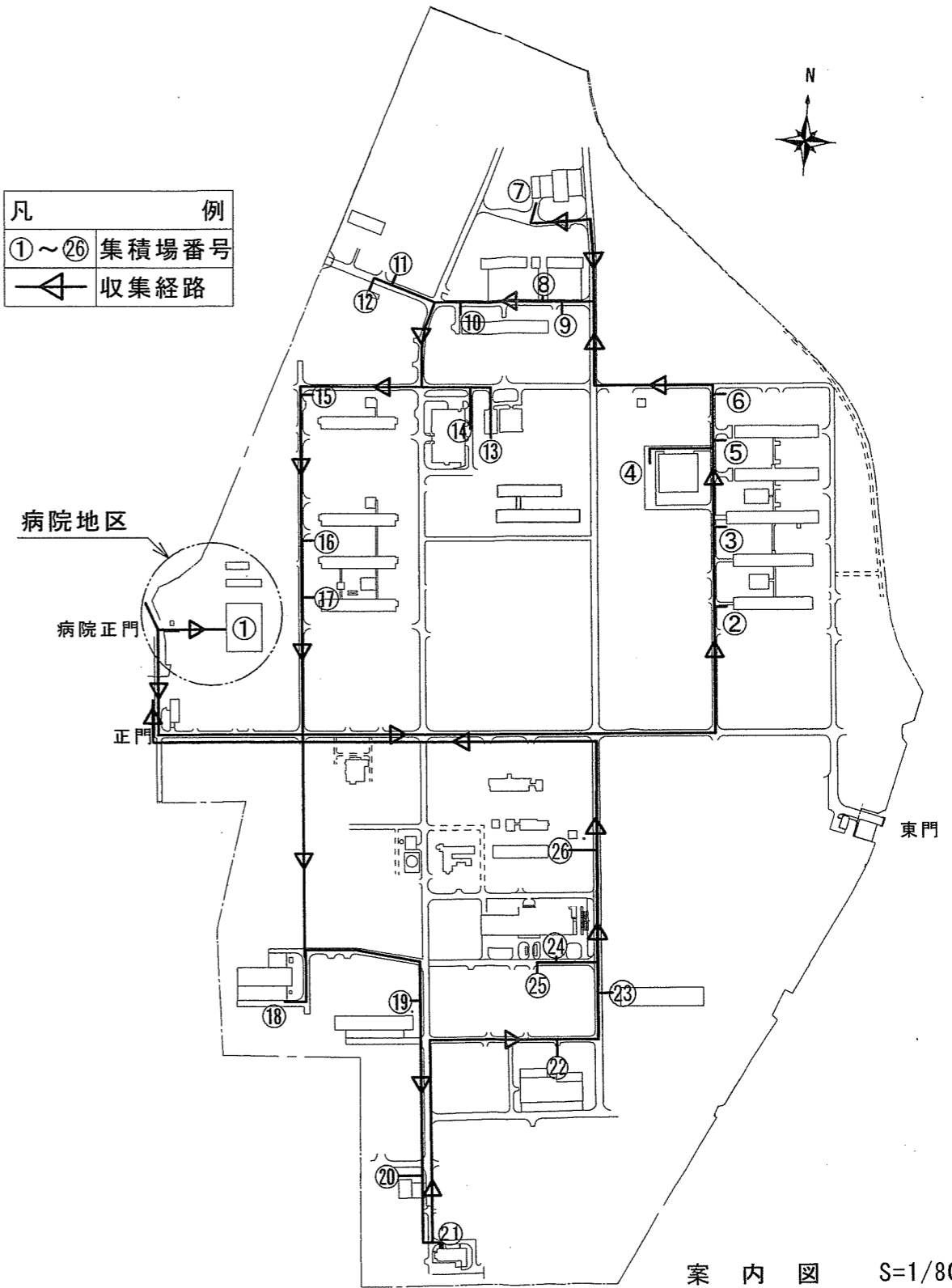
住所

氏名

仕様書番号	仕様書	作成年月	
1		令和7年2月	
件名	空き缶類売払	部隊名	真駒内駐屯地業務隊
		担当者	中橋技官

- 1 役務実施場所：札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地
- 2 役務実施内容：駐屯地内（病院地区を含む）に設置してある26か所の塵芥集積所の一般廃棄物に係る空き缶・空き瓶・ペットボトル類の収集処理
- 3 役務実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 4 収集日時：毎週火・金曜日（土日祭を除く）0900～1500を原則とする。  
（官側の都合により変更する場合は事前に通知する）
- 5 数量の確認等：駐屯地25箇所、病院地区1箇所の数量を確認できる伝票を分けて提出のこと。
- 6 検査：空き缶、空き瓶回収伝票をもって検査官による検査とする。
- 7 収集経路：収集車は右図の経路で収集作業を実施する。  
（官側の都合により変更する場合は事前に通知する）
- 8 その他
  - (1) 収集時に塵集積所等を破損した場合は、請負業者の責任で直ちに現状回復を行うものとする。
  - (2) 入出門は病院正門及び正門を原則とする。

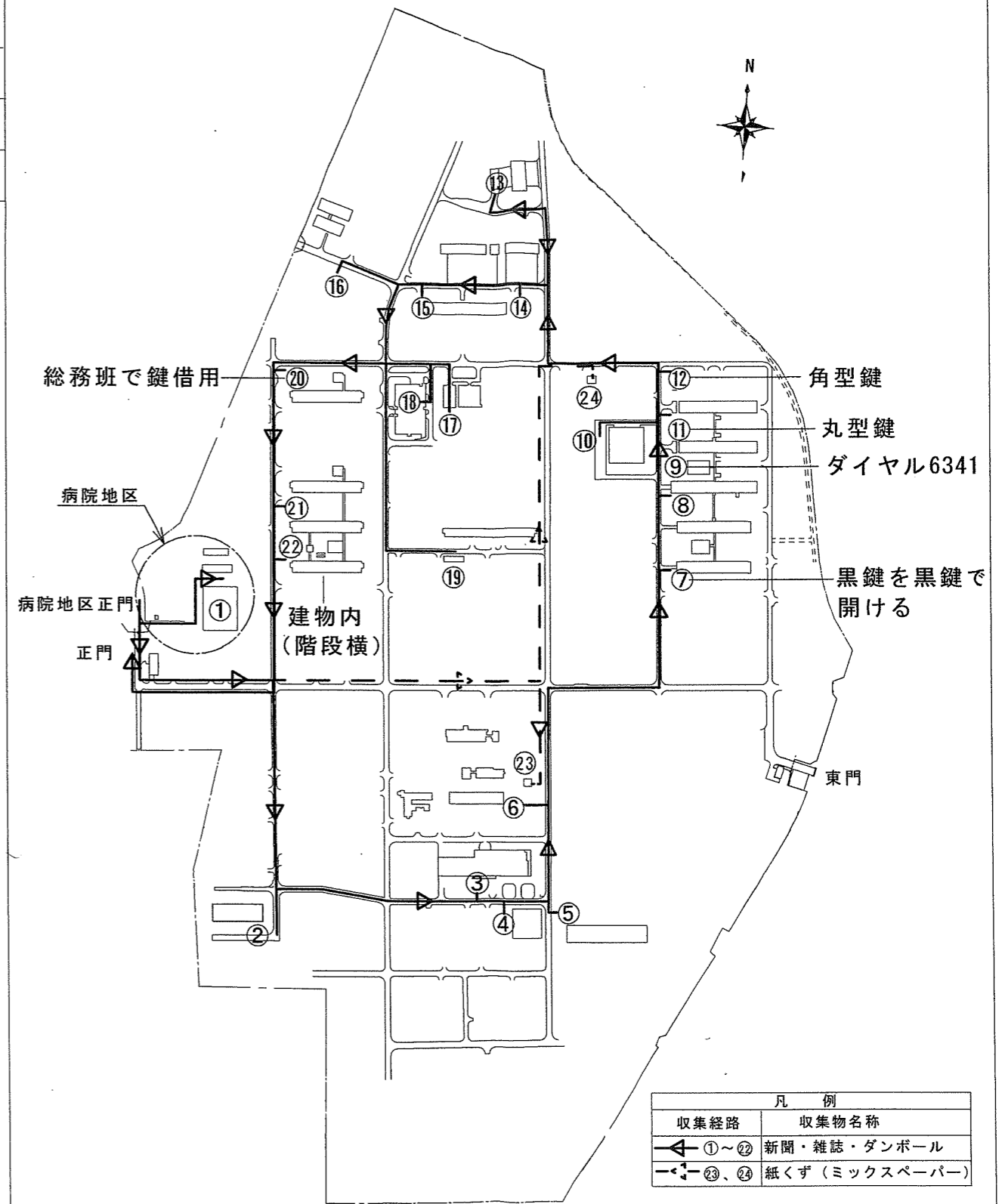
凡	例
①～②⑥	集積場番号
←	収集経路



役務名称	空き缶類売払	図面番号	1
種別	仕様書	縮尺	1/8000
真駒内駐屯地業務隊管理科			

仕様書番号	仕様書	作成年月	
2		令和7年2月	
件名	古紙類売払	部隊名	真駒内駐屯地業務隊
		担当者	中橋技官

- 1 役務実施場所：札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地
- 2 役務実施内容：駐屯地24箇所、病院地区1箇所の塵芥集積所の一般廃棄物に係わる新聞・雑誌・ダンボール・紙くず（ミックスペーパー）の収集処理
- 3 役務実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 4 収集日時：紙くず（ミックスペーパー）毎週月・水・金曜日の0900～1500  
新聞・雑誌・ダンボール 毎月第1・3木曜日の0900～1500  
とし、いずれも土日祝を除く。  
（官側の都合により変更する場合は事前に通知する）
- 5 数量の確認等：駐屯地23箇所、病院地区1箇所の数量を確認できる伝票をそれぞれ分けて提出のこと。
- 6 検 査：収集伝票をもって検査官による検査とする。
- 7 収集経路等：収集車は右図の経路で収集作業を実施する。  
（官側の都合により変更する場合は事前に通知する）
- 8 その他
  - (1) 収集時に塵集積所等を破損した場合は、請負業者の責任で直ちに現状回復を行うものとする。
  - (2) 入出門は病院地区正門および正門を原則とする。



案内図 S=1/8000

役務名称	古紙類売払	図面番号	1 / 1
種 別	仕 様 書	縮 尺	図 示
真駒内駐屯地業務隊管理科			